

# 事業者の皆さまへ 労働時間管理適正化指導員をご活用ください

群馬労働局では、労務管理の改善に意欲的な事業者の方を支援するため、**労働時間管理適正化指導員の訪問**を実施しています。この活動は、監督指導や監査などの権限行使とは異なります。ぜひ、積極的にご活用ください。

※参考 「労働時間管理適正化指導員」とは、主に長時間労働対策に関する助言・指導等を行う非常勤の国家公務員です。事業場における労務管理や健康管理に関することなど様々なご相談に対応します。

## ○労務管理や健康管理に関する質問にお答えします！

- ☑拘束時間、休息期間、運転時間に関する定めなど、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）について、あらためて確認しておきたい。
- ☑法定労働時間や時間外労働の限度基準、賃金など、労働基準法の定めについて詳しく知りたい。
- ☑労働条件を改善して、自動車運転者の定着を図りたい。
- ☑健康診断やストレスチェック制度、過重労働対策などについてアドバイスが欲しい。相談でなくとも、例えば、労働関係法の不明な部分の説明を受けたい等でも構いません。

## ○高い守秘義務を負っています！

相談した内容が他の事業場など外部に漏れることはありません。指導員が各事業場を訪問し、ご担当の方に直接説明いたします。

## ○訪問を希望される方、少しでもご興味のある方、先ずはこちらへお問い合わせください！

【問い合わせ先】群馬労働局労働基準部監督課（担当 櫻井・七尾）  
〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階  
TEL 027-896-4735 FAX 027-896-2111

以下の**指導員訪問相談申込書**をFAXまたは郵送でお送りくださっても結構です。

## 指導員訪問相談申込書

群馬労働局 監督課 宛

会社名 \_\_\_\_\_（ご担当者名： \_\_\_\_\_） 業種 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ご相談内容：労働基準法 ・ 改善基準告示 ・ 最低賃金法 ・ 労働安全衛生法 ・ ガイドライン

・ その他（ \_\_\_\_\_ ）

※ご相談内容に○を付けて下さい。複数個でも構いません。

※申込書受付後にご担当者様宛に、担当よりご連絡致します。

※尚、本申込みの際にお知らせいただいた企業情報ならびに個人情報、本申込に関わる事務のみに使用し、当該事業所や当該個人の許可なく目的外に使用、提供いたしません。